

医療法人 松岡会

マイナンバーカードの健康保険証利用について (医療情報・システム基盤整備体制充実加算)

当法人（松岡病院・おおかわメンタルクリニック）は、オンライン資格確認（マイナンバーカードの健康保険証利用）について下記の整備を行っております。

- ◇ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ◇ 薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

上記体制の整備に伴いまして、2023年4月1日より健康保険法の診療報酬算定に基づき、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定します。

■ 初診時の加算点数

- ・マイナ保険証を利用し、医療情報提供に同意を得られる場合 ⇒ 2点
- ・従来の保険証を利用した場合 ⇒ 6点
- ・マイナ保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られない場合 ⇒ 6点

■ 再診時の加算点数

- ・従来の保険証を利用した場合 ⇒ 2点
- ・マイナ保険証を利用するが、医療情報提供に同意が得られない場合 ⇒ 2点

【ご注意】

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に健康保険証利用の申込みが必要です。
※ 必ずご自身で手続きを行ってください。
- 各種公費受給者証には対応しておりませんので、受給対象の方は、受給者証のご提示をお願いいたします。
- オンライン資格確認システムの障害等によりマイナ保険証が利用できない場合がありますので、マイナ保険証での受診時でも、念のため保険証原本を持参してください。
※ 保険証原本の確認ができなかった場合は自費となる可能性がございます。
- 従来どおり健康保険証を使った対応も可能です。

お問合せ先
松岡病院・医事課
☎0942-26-2151